

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2019-107237(P2019-107237A)

【公開日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-026

【出願番号】特願2017-242165(P2017-242165)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月9日(2021.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面側に遊技媒体が流通する遊技領域が設けられる遊技パネルを備えた遊技機であって

前記遊技パネルは前後に貫通している開口部を有し、

該開口部には、センター役物を備え、

該センター役物は、

前記開口部の下部に位置するステージ部と、

前記遊技パネルに沿って延出したフランジ部と、

前記遊技パネルよりも前方へ延出してあり、前記開口部の内側への遊技媒体の侵入を阻止している周壁部と、を備え、

前記フランジ部は、前記遊技パネルに取付けられる取付部を有し、

前記センター役物は、前記取付部に設けられた取付孔を通して前記遊技パネルにネジ止めされるものであって、

前記ステージ部とは異なる部位に設けられた前記フランジ部の少なくとも一部は、前記取付部よりも前記開口部の内側に延長した延出領域部を有し、該延出領域部は、裏面側に前記遊技パネルが位置しない部位であり、前記延出領域部を通して後方の装飾部を視認可能であり、

前記センター役物は、前記周壁部と前記センター役物の後方に伸びたセンターベースと、前記周壁部の後端から略直交し前記遊技パネルに沿った方向に形成される前記フランジ部および前記延出領域部からなり、前記周壁部と前記センターベースと前記フランジ部および前記延出領域部は一体に樹脂成型され、

前記延出領域部は前記周壁部に略沿って設けられる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機等の遊技機として、前後に貫通している開口部を有する平板状のパネルと、開口部に沿った枠状でパネルの前面に取付けられるセンター役物と、を備え、センター役物に、遊技機のコンセプトに沿った立体的な装飾体が設けられているものが知られている（例えば、特許文献1）。この種の遊技機では、センター役物に設けられている立体的な装飾体により、パネルの後方設けられている装飾体、可動装飾体、演出表示装置、のような演出手段の周囲を装飾して、遊技機の見栄えを良くしている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

しかしながら、特許文献1のような従来の遊技機では、センター役物に設けられている立体的な装飾体により、センター役物の枠内が狭められてしまい、後方に設けられている演出手段の見える範囲が狭くなることで、演出手段による演出効果を十分に発揮させられない問題があった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2008-295549号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、センター役物の後方の視認性を良くすることが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

手段：遊技機において、

「前面側に遊技媒体が流通する遊技領域が設けられる遊技パネルを備えた遊技機であつて、

前記遊技パネルは前後に貫通している開口部を有し、

該開口部には、センター役物を備え、

該センター役物は、

前記開口部の下部に位置するステージ部と、

前記遊技パネルに沿って延出したフランジ部と、

前記遊技パネルよりも前方へ延出しており、前記開口部の内側への遊技媒体の侵入を阻止している周壁部と、を備え、

前記フランジ部は、前記遊技パネルに取付けられる取付部を有し、

前記センター役物は、前記取付部に設けられた取付孔を通して前記遊技パネルにネジ止めされるものであつて、

前記ステージ部とは異なる部位に設けられた前記フランジ部の少なくとも一部は、前記取付部よりも前記開口部の内側に延長した延出領域部を有し、該延出領域部は、裏面側に前記遊技パネルが位置しない部位であり、前記延出領域部を通して後方の装飾部を視認可能であり、

前記センター役物は、前記周壁部と前記センター役物の後方に伸びたセンターベースと、前記周壁部の後端から略直交し前記遊技パネルに沿った方向に形成される前記フランジ部および前記延出領域部からなり、前記周壁部と前記センターベースと前記フランジ部および前記延出領域部は一体に樹脂成型され、

前記延出領域部は前記周壁部に略沿って設けられる」ものであることを特徴とする。

なお、本発明とは異なる別の発明として以下の発明を開示する。

手段1：遊技機において、

「遊技媒体が転動可能とされており、一方側から他方側へ向かって低くなるように傾斜している幅広の中央テーブルと、

該中央テーブルの傾斜方向に対して直交する方向の外側に設けられており、一方側から前記中央テーブルよりも低く他方側へ向かって低くなるように傾斜していると共に、一方側と他方側とが夫々前記中央テーブルと連通し、遊技媒体が供給される横テーブルと、

該横テーブルの他方側付近に設けられており、遊技媒体を一方側へ打撃可能な一定速度で回転している横回転体と、

前記中央テーブルの一方側の端部付近に設けられており、前記横回転体よりも遅い速度で回転して一方側における前記中央テーブルと前記横テーブルとの連通具合を変化させている中央回転体と、

前記中央テーブルの他方側の端部付近に設けられており、遊技媒体を受入可能に開口している複数の進入口と

を有した振分装置を具備している」ものであることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0113

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0113】

このように、本発明によれば、センター役物の後方の視認性を良くすることが可能な遊技機を提供することができる。